

包括的な連携協力によるまちづくりの推進に関する 協定の締結について

包括的な連携協力による協定とは、人口減少や少子高齢化などの地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等がそれぞれの強みを生かし、協力しながら課題解決を図るための協定です。

このたび、古河市と住友商事株式会社では、まちづくりの推進を協働で行うために、包括的な連携協力によるまちづくりの推進に関する協定を締結しました。

協定の概要

1. 協定の名称

「古河市と住友商事株式会社との包括的な連携協力によるまちづくりの推進に関する協定」

2. 協定の目的

本協定は、古河市と住友商事株式会社がまちづくりに係る情報を共有し、包括的に連携協力することにより、古河市がめざすまちの姿である「華のある都市古河」を実現するため、「まちに活力、人に安心、魅力あふれる都市づくり」を掲げ、発展的かつ持続可能な施策の推進を図ることを目的とします。

3. 取り組み事項

- (1) 地域に誇れる空間（拠点）づくりに関する事
- (2) 地域の特性を生かした高付加価値と経済的効果の創出に関する事
- (3) 文化・交流機能を備えたまちづくりに関する事
- (4) 人口定着～定住促進に繋がるまちづくりに関する事
- (5) 災害に強い安全・安心なまちづくりに関する事
- (6) 高齢者及び子育て世代に配慮したまちづくりに関する事
- (7) まちづくりの推進に係る技術支援及び必要な情報交換に関する事
- (8) SDGs の達成及びゼロカーボン社会の実現の推進に関する事
- (9) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項

4. 協定期間

令和3年9月1日から令和4年8月31日（1年間）